

最低制限価格制度の計算方法の見直しについて

令和6年4月22日
契約検査室契約係

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づく最低制限価格の見直し要請により、最低制限価格制度の計算方法の見直しを行うもの

記

1 最低制限価格制度における算定基礎額について

業務	現行	改定後
建築関係 の建設コ ンサルタ ント業務	設定範囲：10分の6～10分の8	設定範囲：10分の6～10分の <u>8.1</u>
	・直接人件費 ×10分の10	・直接人件費 ×10分の10
	・特別経費 ×10分の10	・特別経費 ×10分の10
	・技術料等経費×10分の6	・技術料等経費×10分の6
	・諸経費 ×10分の6	・諸経費 ×10分の6

2 施行日

令和6年4月22日以降入札公告又は指名通知を行う案件から適用